

阿賀町就学金貸付制度のご案内

阿賀町教育委員会

阿賀町では、町内外在住の高校・専修学校・大学等の進学者に対して、就学金の貸付けを行っています。制度の主な内容は、下記のとおりです。

記

1 目 的

この制度は、向学心にもえ、心身ともに健全な学生及び生徒に対し就学金の貸付けを行い、もって有為な人材を育成することを目的とする。

2 資 格

阿賀町に住所を有する者の子等で、下記の学校に在学する者。

阿賀町外に住所を有する者であって、県立阿賀黎明高等学校に在学する者。

- ア 高等学校
- イ 特別支援学校の高等部
- ウ 中等教育学校の後期課程
- エ 高等専門学校（第1から第3学年）
- オ 専修学校の高等課程
- カ 高等専門学校（第4学年以上）
- キ 専修学校の専門課程
- ク 短期大学
- ケ 大学
- コ 大学院

3 貸付金額

上記のアからオの学校に在学 月額 30,000円以内

上記のカからコの学校に在学 月額 60,000円以内

※令和7年4月から上限額が増額となっています。

4 貸付期間

上記学校の最短就業年限

5 貸付方法

毎月口座振込みにより貸付けします。

※採用決定後、口座番号等の情報を提供していただきます

6 申込方法

「就学金貸付申込書」を提出

※合格証明書又は在学証明書の写しの添付が必要です

7 連帯保証人

下記の全てを満たす連帯保証人1人を立て、必要書類を提出していただきます。

- (1) 阿賀町内に引き続き1年以上居住している者であって、住民基本台帳に記録されている者。
ただし、町長が認めるときは、町外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

(2) 満18歳以上で、就学金の返済を保証し得る資力を有する者

(3) 町税（町外に居住する者の場合にあっては、当該居住地の市町村税）を滞納していない者

必要書類

黒枠内：R5.4改正

- ・連帯保証人の住民票の写し
- ・連帯保証人の印鑑証明（申請書等には実印を押印）
- ・連帯保証人の前年の所得を証明する書類
6月14日以前に申請する場合は前年分の源泉徴収票か確定申告書の写し
6月15日以降に申請する場合は、当年分の所得課税扶養証明書
- ・連帯保証人の町税等の納税証明書
当年で納税証明書を請求
（町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）

8 貸付の休止等

就学生が休学または長期欠席した時は貸付を休止します。非行等により補導を受けた場合や退学した時は貸付を停止します。

9 就学金の辞退

就学生は、貸付の必要がなくなった時は、辞退を申し出ることができます。

10 就学金の返還

就学金の貸付終了の8ヶ月経過後から6年から12年以内に年賦または半年賦、月賦により全額を返還することになります。 ※高校：6年、大学：12年
ただし、進学・病気等により返還が困難な場合は、願い出により相当の期間を猶予することができます。

11 延滞金

正当の理由がなく返還を怠った時は、延滞金を徴収することがあります。また、就学生本人にかわり、連帯保証人に返還を求めます。

12 就学金の利息

就学金には利息はつきません。

13 返還の免除

就学生又は就学生であった者が就学金返還の完了前に死亡し、又は重度心身障害の状態のため返還未済額について返還困難であると届出により認められた時は、返還を免除する事ができます。

就学生であった者が、高校、専門学校、大学等を卒業後、阿賀町に5年住所を有し、かつ居住したときは、願い出により全部の返還を免除することができます。（ただし、就学生であったものが公務員（正職員）に就職した場合は除く）※返還中に阿賀町にUターンし5年間居住する場合も

14 就学生の決定

就学生は教育委員会(会議)で選考のうえ決定し、決定通知により通知します。

※採用決定後、振込口座、借用証書を提出していただきます

申請があった後の直近の教育委員会で審査し決定します。教育委員会は奇数月に隔月で行われるため申請から初回貸付まで期間を要する場合があります。

15 その他

就学生の採用決定後、連帯保証人に変更又は連帯保証人の住所が変更となった場合等は、届出が必要となります。（就学生本人も同じです）

***** 申込みについて *****

別添の『就学金貸付申込書』に必要事項を記入のうえ、阿賀町教育委員会学校教育課（阿賀町役場鹿瀬支所2階TEL92-2561）又は、阿賀町役場（本庁・町民生活課戸籍町民係及び各支所窓口）へ提出して下さい。不明な点等がありましたら学校教育課へご連絡ください。

◎締め切り等はありませんが、予算の範囲内での貸付採用となります。